

支障事例

しかしながら、市独自の検査体制を整備した後も下記法律の規定により市には検査結果が伝達されないため、感染拡大防止や風評被害の防止などのスピーディーな対応や情報発信等は今なお実現していない。

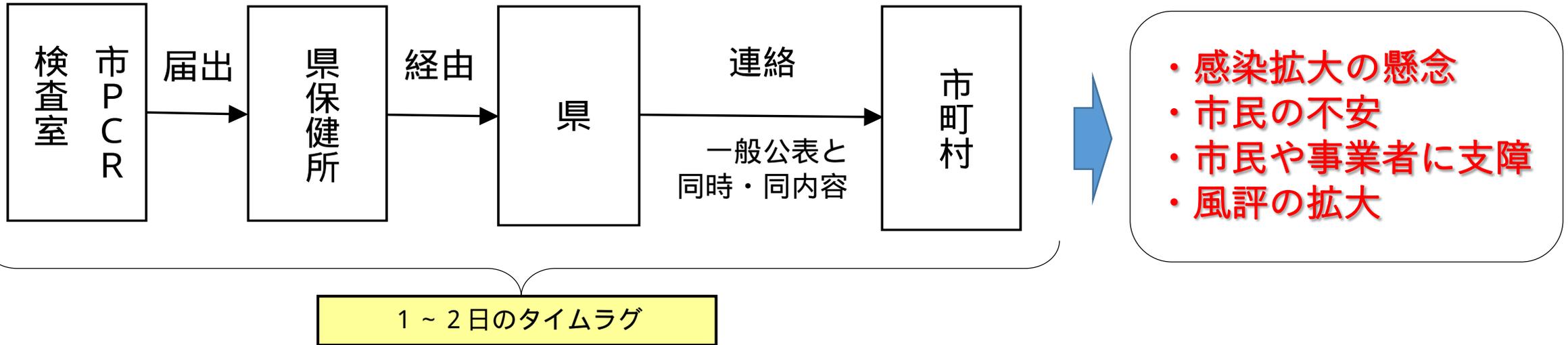
感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律（以下、感染症法）第十二条第一項

医師は、次に掲げる者を診断したときは、厚生労働省令で定める場合を除き、第一号に掲げる者については直ちにその者の氏名、年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を、第二号に掲げる者については七日以内にその者の年齢、性別その他厚生労働省令で定める事項を最寄りの保健所長を経由して都道府県知事（保健所を設置する市又は特別区（以下「保健所設置市等」という。）にあっては、その長。以下この章（次項及び第三項、次条第三項及び第四項、第十四条第一項及び第六項、第十四条の二第一項及び第八項並びに第十五条第十三項を除く。）において同じ。）に届け出なければならない。

当市委託業務の受託者である延岡市医師会、および保健所を所管する県は、感染症法第十二条第一項について、都道府県知事以外への届出を禁止し、医師に守秘義務を課すものであると解釈しており、検査を行った医師がもし検査結果を市に伝えたら守秘義務違反となると認識しているため、

事業の委託者である本市に情報が提供されない状態がずっと続いている。

支障事例



県は県内各保健所を経由して届出を受けた感染者情報について、全県分まとめて記者会見にて広く一般に向けて発表を行う。同時に市町村に連絡があるが、その内容は記者会見と同内容である。さらに公表される内容は「〇〇市、50代、男性」といった限定された情報のみであるため、市は住民に対し広範的に感染予防策を呼びかけることしかできない。

本市は検体検査から結果発表までのタイムラグから生じることが懸念される感染拡大・市民の不安・風評の拡大を防ぐために市が経費を負担して市独自の検査体制を整備したが、延岡市医師会及び県の感染症法第十二条第一項の解釈により当該検査事業の委託者である市に詳細な感染者情報が提供されることがなく、また、県からの連絡内容も上記のとおり限定的であるため検査体制を整備する前と何ら状況が好転していない。

市は子育て世帯や要介護世帯へのサポートを行う立場にあるが、現行制度のままでは感染者やその家族へ寄り添ったケアや個々人の事情に合わせたサポートなどがスピーディーに対応できない。

また、市民への迅速且つ適切な情報提供を行わなければ、スピーディーな感染拡大防止対策が実行できない。市の財政負担により検査を行っているにもかかわらず、このような状態がずっと続いている。

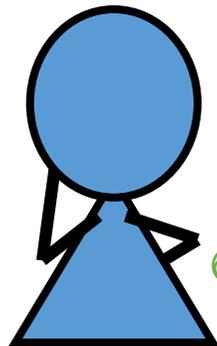
支障事例の具体例

感染者本人や、家族などから市が相談を受けることで、たまたま個人を特定できる場合がある。事例として新生児の両親が感染し、こども（新生児）への感染の不安やこども（新生児）と隔離されたことで、母親が精神的にダメージを受けているということを事態発生から数日後に市が相談を受けたケースがあり、**市が当該家族について迅速に事態を把握できていれば、母親のメンタルケアなどにスピーディーに対応することができた。**

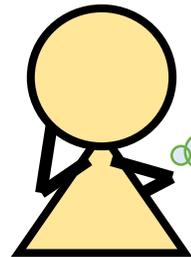
別の事例として、従業員が感染した事業所において、その事業所には濃厚接触者がいなくても、情報が公表されるまでの時間を要したため、当該事業所に対し、謂れなき誹謗中傷が投げかけられたことがあり、市が感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の把握ができていれば、事業所に濃厚接触者がいないことに確信をもって当該事業所に対する謂れなき誹謗中傷を行わないよう呼び掛けることができたため、**根拠なき風評被害を未然に防ぐことができた事例である。**

いずれの事例も市が迅速に事態を把握できていれば被害の緩和や防止が図れた内容であったが、そもそも県からは限定的な情報が事後にしか連絡されないため、上記のような被害が発生していることすら把握する方法がない。

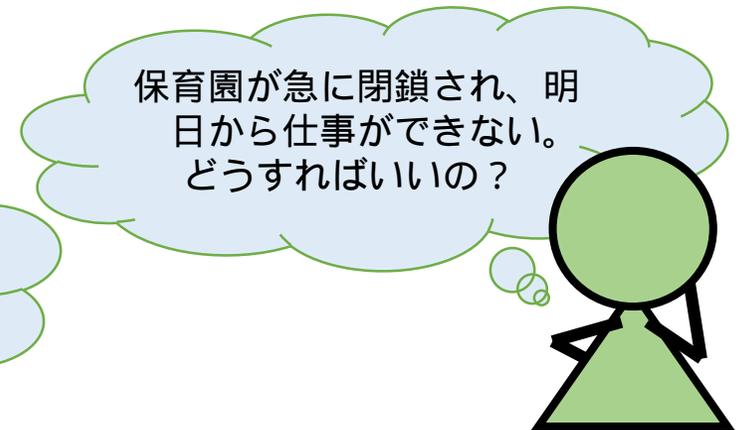
< その他の支障事例 >



延岡市は感染情報を隠しているんじゃないか？



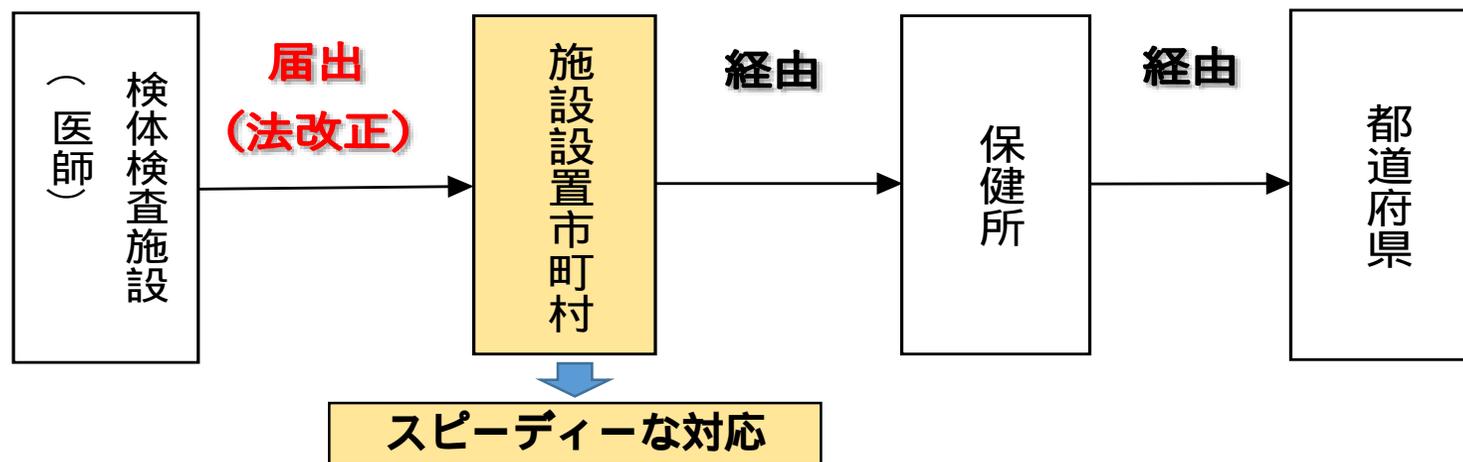
〇〇さんの子どもの学校で感染者が出たらしい。〇〇さんは濃厚接触者じゃないかも知れないけど、念のため明日は仕事を休んでもらおうかな？



保育園が急に閉鎖され、明日から仕事ができない。どうすればいいの？

支障事例に対する本市提案

感染症法第十二条第一項の改正（医師の届出における経由機関の追加）
子育て支援や介護事業等を担当する市を経由して都道府県に届け出ることを可能にする



上記図のように感染症法第十二条第一項に係る医師の届出機関に検査施設設置市町村を経由することを可能にすることで、本市にて生じている問題の原因である「**検査から結果発表までタイムラグ**」が軽減される。

また、市が感染者情報の詳細（氏名、住所等）を把握できるため、感染者の行動履歴調査や濃厚接触者の把握など、これまで県が単独で担ってきた業務を県と市で分担することが可能となるほか、感染者やその家族へのメンタルケア、感染者の勤務先等での風評拡大防止など、普段から住民との距離が近い市町村ならではの業務も着手することができる。

また、医師が届け出るための連絡手段については、医師にとって最も負担の少ない手法を協議する。

なお、本市から保健所への報告についても、現状の事務処理速度を損なうことがないよう迅速に行うことを前提として保健所設置市などの体制を参考に適切な体制を構築していく。

提案実現による効果（メリット）

県（保健所）、市それぞれの強みを活かし、これまでよりも迅速且つきめ細かな市民サポートや広報体制が構築できる。

<市の強み> 住民に最も身近な行政主体 「日頃から市民との間で顔の見える関係を築いている」
ひとり親家庭・要介護者・小中学校などへ迅速且つワンストップで対応
患者の家族・勤務先などに対し、迅速且つきめ細やかな対応で風評被害を未然に防止
迅速かつ適切な情報発信

現在は県から限定された情報のみしか公表されないため、市としては住民に対し広範的に感染予防策を呼びかけることしかできないが、法改正が実現した場合、上記業務を市が担うことにより、県は本来持つ専門性や広域性をこれまで以上に発揮して必要な対応に注力することができると考えており、県との協働体制について協議していきたい。

また、現在県が単独で担っている感染者の行動履歴の把握や濃厚接触者の調査なども、日頃から市民との間で顔の見える関係を築いている市町村と協働して行うことでこれまでよりも迅速且つ詳細に情報収集等を行うことが可能となる。

上記のような感染者やその家族へのケアや、県が担ってきた濃厚接触者の調査を市が分担して実施することにより、市にこれまでなかった業務が発生するため、業務増加、人件費増加が懸念される。

そのため、例えば、普通交付税「保健衛生費」の権能差補正での対応など、財源措置のご検討をあわせてお願いいたします。